

企業立地促進区域【飯館村】

令和8年4月1日時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域		認定期限	雇用特例適用期限	(参考) 避難指示解除
大字	字			
長泥	曲田	R14. 3. 30	認定を受けた日(R14. 3. 30まで)から5年を経過する日までの期間	R7. 3. 31
長泥	長泥	R12. 4. 30	認定を受けた日(R12. 4. 30まで)から5年を経過する日	R5. 5. 1

	<p>835番地、836番地1から5、837番地から842番地、847番地、848番地、849番地1から3、851番地、856番地、861番地から863番地、864番地1から2、865番地、866番地1から3、867番地1から3、868番地、869番地、881番地1から2、882番地1から4、883番地1から4、887番地1から3、892番地から894番地、896番地、906番地から909番地、910番地1から2、911番地、912番地1から2、913番地から920番地、921番地1から3、922番地、923番地1から2、924番地から927番地、928番地1から2、929番地から935番地、936番地1から2、937番地、938番地、939番地1から3、940番地、941番地1から2、942番地947番地、948番地1から2、949番地1から2、950番地1から4、951番地1から6、952番地1から6、953番地1から4、954番地1から7、955番地1から4、956番地1から6、957番地1から2、958番地、959番地1から3、960番地1から3、961番地1から7、962番地1から4、963番地、964番地1から4、965番地1から4、966番地1から3、967番地、968番地、969番地1から2、970番地1から2、971番地1から3、972番地1から3、973番地から975番地、976番地1から2、977番地1から2、979番地から981番地、982番地1から3、983番地1から4、984番地1から3、985番地1から4、986番地1から5、987番地1から2、988番地1から3、989番地1から3、990番地、991番地1から4、992番地1から4、993番地1から4、994番地1から4、995番地1から5、996番地1から6、997番地1から2、998番地1から2、999番地1から4、1000番地、1001番地1から3、1002番地1から2、1003番地1から2、1004番地1から2、1005番地1から3、1006番地1から13、1007番地1から3、1008番地1から3、1009番地1から3、1010番地1から6、1011番地1から4、1012番地1から4、1013番地1から4、1014番地1から4、1015番地1から4、1016番地1から2、1017番地、1018番地1から3、1019番地1から4、1020番地1から3、1021番地1から5、1022番地1から2、1023番地1から2、1024番地1から2、1025番地1から2、1026番地1から2、1027番地1から2、1028番地、1029番地1から2、1030番地1から6、1031番地1から4、1032番地1から4、1033番地、1034番地1から2、1035番地、1036番地1から2、1037番地1から2、1038番地1から2、1039番地、1040番地1から2、</p> <p>1041番地から1044番地、1045番地1から2、1046番地、1047番地1から3、1048番地1から2、1049番地1から2、1050番地、1051番地1から2、1052番地1から4、1053番地から1061番地、1062番地1から3、1063番地、1064番地、1065番地1から2、1066番地から1072番地、1073番地1から2、1074番地1から2、1075番地から1077番地、1078番地1から3、1079番地1から2、1080番地1から2、1081番地1から2、1082番地1から2、1083番地から1090番地、1100番地、1101番地1から2、1102番地から1108番地、1109番地1から2、1110番地から1113番地、1114番地1から2、1115番地1から2、1116番地1から2、1167番地、1180番地から1226番地、1228番地(環境再生事業における施工範囲に限る)、1237番地、1252番地から1254番地(環境再生事業における施工範囲に限る)、1255番地、1256番地、1258番地(環境再生事業における施工範囲に限る)、1262番地2から3、1265番地2、1266番地2、1272番地3、1280番地2、1298番地2、1301番地2から5、1303番地2、1304番地、1305番地2から3、1306番地2から3、1309番地2、1310番地2から3、1311番地2、1312番地2から3、1313番地1から2、1314番地1から2、1315番地1から3、1317番地1から2、1318番地1から3、1319番地から1331番地、1332番地1、1350番地、1355番地3、1359番地1から2、1360番地から1364番地、1365番地1から2、1366番地から1378番地、1387番地、1397番地から1400番地、1403番地から1405番地、1408番地、1409番地、1415番地から1417番地、1419番地、1421番地から1443番地、1448番地、1449番地、1454番地、1455番地、1458番地から1461番地</p>		<p>までの期間</p>	
<p>曲田</p>	<p>61番地1、71番地1から2、72番地1、73番地1、73番地3、75番地5、75番地7から9、75番地11から14、77番地1から2、78番地1から2、79番地、80番地、81番地1から2、82番地1から3、83番地、84番地1から2、85番地、86番地、87番地1から2、88番地、89番地1から2、90番地から95番地、96番地1から2、124番地から126番地、127番地2、128番地2から4、129番地1から3、130番地1から3、131番地から139番地、140番地1から3、148番地1(土地活用がなされる範囲に限る)、149番地1、150番地(土地活用がなされる範囲に限る)、151番地1(土地活用がなされる範囲に限る)、172番地、238番地1(土地活用がなされる範囲に限る)、239番地1、240番地、241番地、242番地(土地活用がなされる範囲に限る)、245番地、246番地、248番地1(土地活用がなされる範囲に限る)、257番地、258番地1、266番地1から2、267番地、268番地、269番地1から5、270番地1から3、271番地1から3、272番地1から2、273番地1から2、274番地1から2、275番地1から3、276番地1から3、277番地、278番地、279番地1から3、280番地1から3、281番地1から3、282番地1から3、283番地1から2、284番地1、284番地3から4、285番地2から4、287番地1から2、288番地1から2、289番地1から4、290番地、291番地1から3、292番地1から2、293番地1から2、294番地1から2、295番地1から3、296番地1から2、297番地1から2、298番地、299番地、300番地1から2、301番地1から2、302番地1から3、303番地、304番地1から2、305番地から308番地、309番地1から2、310番地1から2、311番地1から2、312番地1から2、313番地、314番地、315番地1から2、316番地1から2、317番地1から5、318番地1から3、319番地、320番地1から2、321番地1から2、322番地1から3、323番地、325番地1から4、327番地から330番地、331番地1から2、332番地1から2、333番地1から2、334番地1から2、335番地1から2、336番地、337番地1から3、338番地1から3、339番地1から2、340番地、341番地1から2、342番地、343番地1から3、344番地、345番地1から2、346番地から362番地、363番地1から2、364番地から368番地、369番地1から2、</p> <p>370番地1から2、371番地から373番地、374番地1から2、375番地、376番地1から3、377番地1から2、378番地1から3、379番地から385番地、389番地から400番地、401番地1から2、402番地、403番地、405番地から415番地、416番地1から3、422番地、423番地1から4、424番地1から2、425番地1から3、426番地1から2、427番地から429番地、430番地1から2、431番地、453番地、463番地(環境再生事業において用いられる範囲に限る)、472番地、477番地、484番地、491番地、500番地から508番地</p>	<p>R12. 4. 30</p>	<p>認定を受けた日(R12. 4. 30まで)から5年を経過する日までの期間</p>	<p>R5. 5. 1</p>

別紙

比叢	曲田	46番地4から7	R12. 4. 30	認定を受けた日(R12. 4. 30まで)から5年を経過する日までの期間	R5. 5. 1
	R5. 5. 1に避難指示が解除された土地に接する道路(隣接する部分に限る)、国道399号、県道原町二本松線、村道曲田線、村道下曲田線、村道曲田菅沼線、村道長泥金華山線並びに飯舘村内国有林磐城森林管理署2304林班のうち「イ」の区域、2305林班のうち「イ4」の区域、2311林班のうち「イ2」及び「イ3」の区域		R12. 4. 30	認定を受けた日(R12. 4. 30まで)から5年を経過する日までの期間	R5. 5. 1
八木沢	全域		/	認定を受けた日(R6. 3. 30まで)から5年を経過する日までの期間	H29. 3. 31
芦原	全域				
大倉	全域				
佐須	全域				
二枚橋	全域				
須萱	全域				
草野	全域				
深谷	全域				
伊丹沢	全域				
関沢	全域				
小宮	全域				
沼平	全域				
飯樋	全域				
比叢	全域				
蕨平	全域				
関根	全域				
松塚	全域				
臼石	全域				
前田	全域				
国有林 磐城森林管理署	2208~2234林班、2301~2303林班、2306~2309林班、2313~2365林班				